

随意契約（相手方指定）調書

件 名	疫学調査支援システムの運用保守委託	No.5200644
工（納）期	令和5年3月31日	
契約締結日	令和4年12月1日	
契約金額	1, 158, 080円（消費税込み）	

契約相手方	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 公共文教支社 (法人番号：1011101015050)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備 考	

業者選定理由書

件 名	疫学調査支援システムの運用保守委託
指名業者 (案)	<p>名 称 富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 公共文教支社</p> <p>所在地 東京都江東区豊洲2-2-1 豊洲ベイサイドクロスター</p> <p>代表者 支社長 吉村 直樹</p>
特命理由	<p>本件は、新型コロナウイルス感染症患者の管理について、より柔軟かつ細やかな対応を行うために区独自のシステムの構築及び運用保守を委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルス感染症の感染者数が周期的に増減を繰り返しており、今後第8波の到来が想定される中、システムの構築の着手から稼働まで早急な対応が必要であることから、競争入札には馴染まず、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の随意契約を締結することが妥当であると考える。 ② 上記業者は、他区においてシステムの導入実績のある業者3社の中で、最も多く導入実績を有していることから、他区とのシステム運用等に関する情報共有を行い、業務効率化等を図ることが可能となる。また、導入実績のある業者3社のうち、1社は荒川区の入札参加停止措置業者であり、1社はシステムの導入にあたり莫大なコストがかかることから、23区内の多くが採用している当該システムを導入することで、構築コストを抑制し、運用コストの縮減を図ることが可能となる。 <p>以上のことから、上記事業者を契約相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 (緊急の必要により競争入札に付することができないもの)